

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 9 月 6 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件処分の違法性、不当性を主張しているものと解される。

毎年 1, 5 0 0（円）下げられて、5 年間で（月額）8, 0 0 0 円下げたこと。年間 9 6, 0 0 0 円。生活水準満たしていない。法律違反だ。生活がひっ迫する。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 3 月 3 1 日	諮問
令和 3 年 7 月 2 9 日	審議（第 5 7 回 第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準・種類

法 8 条 1 項の規定は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和 2 年 1 0 月 1 日から変更されることとなったことから、前回処分を変更することとし、本件改定後の保護基準に基づき、変更日を同日として、請求人に対して、「基準改定により最低生活費変更。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美